

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)研究成果報告書

平成25年5月31日現在

機関番号: 17701

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2011 ~ 2012 課題番号:23730028

研究課題名(和文) 政治部門の憲法解釈の実態把握とその規範的意義についての研究

研究課題名 (英文) A Study of the reality and the meaning of political constitutional

interpretation

研究代表者

横大道 聡 (YOKODAIDO SATOSHI) 鹿児島大学・教育学部・准教授

研究者番号: 40452924

研究成果の概要(和文):本研究は、裁判所「以外」の政治部門の憲法解釈の現状把握とそのあり方について、比較憲法的な見地から検討を行うものである。

本研究により、①アメリカ大統領の憲法解釈の表明方法として、法案に署名する際に声明を出すという「署名声明(signing statements)」の近年の利用例とその含意、②アメリカにおける執行府の憲法解釈補佐機関である司法省法律顧問局(Office of Legal Counsel)の憲法解釈の実態把握とそのあり方、③日本における執行府の憲法解釈補佐機関である内閣法制局の憲法解釈のあり方、④国会論議や答弁書で示された日本の政府の憲法解釈の論理構造、を明らかにした。

また並行して、比較の見地から政治部門のみならず、裁判所の憲法解釈についての研究を行い、⑤近年の憲法判例の動向の総合的調査、⑥違憲審査基準の使われ方についての研究も行った。

研究成果の概要(英文): This research is a study of the reality and the meaning of political interpretation of Constitution in the United States and Japan. I demonstrate (1) recent practice of "Signing Statements" in the United States and its political implication, (2) a reality of Office of Legal Counsel for the United States department of Justice, which assists executive interpretation of the Constitution, OLC's recent effort to reform its procedure, and controversy over OLC's normative function, (3) how should Cabinet Legislation Bureau interpret Japanese Constitution, and (4) a structure of Governmental interpretation of the Constitution in Japan.

交付決定額

(金額単位・円)

			(亚城十四・11)
	直接経費	間接経費	合 計
交付決定額	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・公法学

キーワード:憲法解釈、政府見解、政府解釈、内閣法制局、司法省法律顧問局、OLC、署名声明、拷問メモ、

1. 研究開始当初の背景

日本では、法科大学院の発足以降、具体的な訴訟事件における裁判所の憲法解釈方法としての「違憲審査基準論」の研究が、量・質ともに深化している。その一方で、裁判所「以外」の憲法解釈の研究はいまだ不十分な状況にあった。しかしながら、日本において政治部門の憲法解釈が現実社会において大さな役割を果たしていることを踏まえるならば、政治部門の憲法解釈の実態把握とその規範的なあり方について研究する必要性があると考えられた。

2. 研究の目的

かような現状認識のもと、本研究は、裁判所「以外」の政治部門(議会と執行府)の憲 法解釈の実態を把握するとともに、そのあり 方を明らかにすることを目的とした。具体的 には、政治部門の憲法解釈に関する理論的研 究が進んでいるアメリカの議論状況を主に 参考にしつつ、比較憲法的な見地から検討を 行い、多元的な解釈主体によって構築される 動態的な憲法秩序のあり様とその規範的意 義の検討することを試みた。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、主としてアメリカ憲法学の成果を参考にしつつ、とりわけ政治部門のうち、執行府の憲法解釈について次の観点から研究を行った。

- ①執行府の憲法解釈の一場面として、アメリカ大統領による憲法解釈が公にされる場面である、法案に署名する際に出される署名声明(Signing Statement)の「実態把握」と「規範的評価」
- ②アメリカにおいて執行府の憲法解釈を実質的に担っている司法省の法律顧問局(The Office of Legal Counsel)の憲法解釈の「実態把握」と「規範的評価」、
- ③日本において政府の憲法解釈を実質的に 担う機関である内閣法制局政府の憲法解釈 のあり方、
- ④日本政府が示している憲法解釈方法がど のような論理構造となっているのかについ ての分析と評価。

4. 研究成果

本研究により、以下のことを明らかにすることができた。

(1)アメリカ大統領が憲法解釈を公表する 実践である「署名声明」についての研究

アメリカ大統領は、法案に署名をする際、 当該法案に関する憲法解釈についての声明 を 出 す と い う 「 署 名 声 明 (signing statements)」を行うことがある。署名声明 についてはかつて検討したことがある(<u>横大</u> 道<u>聡</u>「大統領の憲法解釈——アメリカ合衆国 における Signing Statements を巡る論争を中心に」研究論文集2巻1号(2008年)1-38頁)が、それを発展させるべく、本研究では、オバマ大統領による署名声明利用をめぐる状況を整理するとともに、署名声明という手法が持つ政治的意味を検討した。

オバマ大統領は、大統領就任からおよそ 1 カ月半後、署名声明に関する公式見解を表明 して、憲法解釈に関する署名声明について、 「……少なくとも正当な理由のある憲法上 の疑義を根拠としている場合には、我々の統 治システムにおいて正当な役割を果たすも のである。そうした限られているとはいえ適 切な状況にあっては、署名声明は、法が誠実 に執行されることに留意するという大統領 に課された憲法上の義務の履行を体現する ものであり、執行府と議会との間の健全な対 話を促進するものである」と位置づけるとと もに、司法省のアドバイスに基づいて憲法上 の署名声明を発することが、大統領としての 「憲法上の責任を果たすために適切な場合 にのみ発する」との立場を表明した。

このようにオバマ大統領は、G.W. ブッシュ大統領による署名声明の「濫用」により、署名声明という手法に多大な政治的コスストが発生することになったにもかかわらず署名声明を否定しなかった。そこでその理由が問題となるが、本研究は、大統領に憲法上与えられている権限を他権から保持するという署名声明の役割が、かかる多大な政治により、予を上回るためであることを明らかに署名声明で示される憲法解釈の妥当性を担保をして、「濫用」の可能性をはらむ署名声明で示される憲法解釈の妥当性を担保を機関が重要になると指摘した。

(2) アメリカにおける執行府の憲法解釈補 佐機関である司法省法律顧問局に関する研 究

アメリカにおいて執行府の憲法解釈補佐 機関としての役割を果たしている司法省法 律顧問局 (Office of Legal Counsel for the United States Department of Justce, OLC) に着目して、当該機関の歴史的展開と職務内 容を明らかにした。そして、OLC が G.W. ブ ッシュ大統領の「対テロ戦争」を法的に正当 化する役割を果たしていたことが明るみに 出たことをきっかけにアメリカで展開され ている OLC の憲法解釈のあり方をめぐる議論 状況を、①OLC が執行府の一機関であるとい う側面を強調して、大統領の見解を法的に正 当化することを役割とすべきとする「アドボ ケートモデル」、②0LC の法律の専門家集団と いう側面を強調して、司法に準じた立場で客 観的・中立的に憲法を解釈すべきだとする 「準司法モデル」、との対立として整理した。 そして、そしてアドボケートモデルは、①

法曹倫理上の問題があることに加え、②OLC 意見が有している執行府内での事実上の拘束力、③OLC 意見は、訴追免除といった特別の力を有している、④OLC の法的意見は、憲法尊重擁護義務を負っている大統領の職務履行のためのアドバイスであり、OLC 自身も憲法尊重擁護義務も負っていること、などに照らして、OLC の役割を「アドボケートモデル」ではなく「準司法モデル」で把握すべきであると論じた。そのうえで、OLC が「準司法モデル」で機能するための条件の考察を行った。

(3)日本の執行府の憲法解釈補佐機関である内閣法制局の憲法解釈のあり方について の研究。

アメリカにおける執行府の憲法解釈補佐機関の研究を参考に、制度上の相違を踏まえいる日本の内閣法制局に応用することが試みた。まず、内閣法制局の歴史的展開、もこの内閣法制局の歴史的るととて、高法解釈能度を概観をするととて、高法解釈についるととて、こま解釈に同じ解釈であると考べで、①内理はであると位置づけた。そのうえで、①内理はであると位置づけた。そのうえばぼって地との場合とほぼであるとはぼってものLCの場合とほぼでは、他機関にであるとはでであるとはでないなる危険が存していた。というでは、他様にでは、の場合とはでは、の場合とはでは、他様にであるとはでは、の場は、大きに、②「司法・デル」で把握すべきであるとは論付けた。

そして、以上の分析モデルを用いながら、 昨今日本において見られた内閣法制局長官 の答弁禁止を、「司法モデル」から「アドボ ケートモデル」への転換を図ろうとするもの と位置づけて批判的に考察した。

(4)日本政府が国会論議および答弁書等を 通じて明らかにしてきた憲法解釈方法の論 理構造についての研究

日本政府は、国会論議を通じて自らの憲法解釈についての一般的なあり方をしばしば述べてきた。そこで本研究では、その立場を①政府の憲法解釈の変更は、高いハードルはあるものの可能であるという一貫した立場を採用、②憲法解釈の論理性の強調、③解釈の際の具体的な考慮事項について、政府と内閣法制局との相違の存在、④「国会等における議論の積み重ね」を重視するという姿勢、⑤継続した主体としての政府の憲法解釈であるという理解、という5つの特徴に整理した。

そして本研究は、この諸特徴の論理構造分析を行い、政府の憲法解釈を変更することを強調するためには、①、③を強調する必要が生じるのに対し、それを防ごうとする場合には②を強調するというのが従来の構図であ

ったのに対し、④を強調することで、少なく ともこれまで国会論議で積み重ねられてき た憲法解釈については、国権の最高機関であ る国会という場で示されたという規範的重 みが付与されるため、容易には解釈変更がで きなくなるということが可能であると論じ た。

(5)日本の裁判所の近年の憲法判断の動向についての研究。

政治部門の憲法解釈を考えるに際しては、 裁判所の憲法解釈も踏まえる必要があると いう見地から、2011 年度における憲法に関わ る裁判例の調査を共同で行った。また、裁判 所の違憲審査基準の適用の仕方についての 検討も行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

①<u>横大道聡</u>「政府の憲法解釈――アメリカに おける近年の憲法実践から――」比較憲法学 研究 23 号(2011 年) 149-172 頁。

(査読あり)

②<u>横大道聡</u>「執行府の憲法解釈機関としての OLC と内閣法制局 ——動態的憲法秩序の一 断面〔補訂版〕」研究論文集 5 巻 1 号 pp. 1-95 (2011 年) 1-95 頁。

(査読あり)

③<u>横大道聡</u>「現地調査の愉しみ」三田評論 1155号(2012年)51頁

(査読なし)

④新井誠・岡田順太・柳瀬昇・岩切大地・<u>横</u>大道聡・小山剛「判例回顧と展望 憲法 2011」 『法律時報臨時増刊「判例回顧と展望 2011」』 pp. 3-24 (2012 年) 3-24 頁

(査読なし)

⑤横大道聡「違憲審査基準の適用の仕方」曽 我部真裕・赤坂幸一・新井誠・尾形健編『憲 法論表室』(日本評論社、2012年)8-15頁。

(査読なし)

⑥<u>横大道聡</u>「政府の憲法解釈の論理構造とその分析」憲法理論研究会編『憲法理論叢書第 21 号』(啓文堂、2013 年 10 月予定)

(査読なし)

[学会発表](計2件)

- ①横大道聡 「政治部門における憲法保障——日本の場合」延辺大学法学院北東アジア法研究所主催「東アジアの法協力と発展」2012年9月15日(中国・延辺大学)
- ②<u>横大道聡</u>「政府の憲法解釈の論理構造とその分析」憲法理論研究会 2013 年 5 月 12 日(新 潟大学)

6. 研究組織

(1)研究代表者

横大道 聡(YOKODAIDOU SATOSHI) 鹿児島大学・教育学部・准教授 研究者番号: 40452924